

日金協（監企）第令3-40号
令和3年9月15日

各位

日本貸金業協会
監査企画部

「監査ガイドライン（第7版）」の改訂について

令和3年4月1日を基準日として「監査ガイドライン（第7版）」を「監査ガイドライン（第8版）」に改訂しましたので、お知らせします。

また、主な改訂については、「犯罪収益移転防止法施行規則関係」及び「健康保険法等関係」並びに「旧氏対応」等となります。

以上

《「監査ガイドライン」の公表》

「監査ガイドライン」は、当協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を取りまとめたものとなり、協会監査の透明性を高め、貸金業界の信頼性向上に資するため、当協会のホームページに公表しています。

《「監査ガイドライン（第8版）」》及び《新旧対照表》の掲載場所

協会ホームページTOP > 協会について > 【業務内容】監査ガイドライン

(ホームページアドレス)

<https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>

本件のお問い合わせ先：監査企画部 電話番号 03-5739-3015